

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である ●「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 建退共の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に把握されている。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他 〔理由： 〕 ●判断基準 該当項目が90％程度以上・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・・・ b 該当項目が80％程度未満・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(11) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である ☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	不適切である ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による指示に従わなかった。
	II. 配置技術者（現場代理人等）	適切である ●「評価対象項目」 【全体を評価する項目】 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督職員への報告を的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他 〔理由： 〕 ●判断基準 該当項目が90％以上・・・・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・・・ b 該当項目が80％未満・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(11) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である ☐ 配置技術者に関して、監督職員が改善指示を行った。	不適切である ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表(小規模工事)

(監 督 員 1 ②)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	I.施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響がないよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ その他 [理由:]			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 該当項目が90%程度以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c				
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(12) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。				
	II.工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他 [理由:]			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c				
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。				

考查項目別運用表(小規模工事)

(監 督 員 1 ③)

調査項目	細 別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
	III.安全対策	C ●「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 災害防止協議会を1回/月以上実施している。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき行っている。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他 [理由:] ●判断基準 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満... b 該当項目が80%未満..... c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	IV.対外関係	C ●「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他 [理由:] ●判断基準 該当項目90%以上.....a 該当項目80%以上90%未満....b 該当項目80%未満.....c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(7) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考查項目別運用表(小規模工事)

(監督員 1 ④)

調査項目	a	b	c	d	e						
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形 C	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	レ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。						
	※　ばらつき判断は別紙ー4参照 ①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする ⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。										
調査項目	a	b	c	d	e						
Ⅱ.品質 C C	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが概ね80%以内である。	レ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。						
	※　ばらつきの判断は別紙ー4参照 ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑤ばらつき評価が適当でない場合は、下記評価項目により評価する。 <ばらつき評価が適切ではない場合> <table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th><th>b</th><th>c</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td></tr> </tbody> </table> ●〔評価対象項目〕 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 緊急的な作業に対して迅速に対応している。 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取組んでいる。 施工条件、気象条件を考慮して施工している。 材料の品質・形状が証明書等で確認できる。 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。 その他(理由：) ●判断基準 該当項目が6項目以上・・・ a 該当項目が4項目・・・・・・ b 該当項目が3項目・・・・・・ c			a	b	c	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
a	b	c									
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない									

考查項目別運用表(小規模工事)

(監 督 員 1 ⑤)

考查項目	細 別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	1. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 【ICT活用工事】 ☐ ICT 活用工事加点として、3次元設計データ作成及びICTによる機械施工または3次元出来形管理等の施工管理についてICT を活用した工事。 ※本項目は1点の加点とする。 ☐ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICT を活用した工事。 ※本項目は2点の加点とする。 ※ICT 活用による加点は最大2点の加点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点对象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 ☐ (該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は3 点の加点とする。 ☐ (該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は2 点の加点とする。 ☐ (該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 ※本項目は1 点の加点とする。 ☐ (該当技術数：) NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は2 点の加点とする。 ☐ (該当技術数：) NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は1 点の加点とする。 ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領(国土交通省)で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロールに関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害低減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。
	記述評価 レマークを付した評価内容を詳細記述	【創意工夫の詳細評価】 工夫の具体的内容を記載 ----- ----- ----- -----

- ※1 特に評価すべき創意工夫を加点評価する。
 ※2 評価は各項目で1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
 ※4 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

考查項目別運用表(小規模工事)

[記入方法] 該当する項目の□に「レ」印を記入する。

(主 管 係 長 2 ①)

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	d	●評価対象項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工場所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 完全週休2日に取り組み、建設業の労働環境改善に貢献した。 (完全週休2日に取り組み、現場閉所日率100%以上を確保した工事とする) ☐ その他 [理由:] ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、下記を目安を参考に評価を行う。 該当5項目以上評価・・・a 該当3項目以上評価・・・b 該当1項目以上評価・・・c 該当なし・・・・・・・d				
	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	d	●評価対象項目 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他 [理由:] ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、下記を目安を参考に評価を行う。 該当5項目以上評価・・・a 該当3項目以上評価・・・b 該当1項目以上評価・・・c 該当なし・・・・・・・d				

考查項目別運用表(小規模工事)

(主 管 係 長 2 ②)

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【事 例】 具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	I. 構造物の特殊性への対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば4点の加点とする。	(1. について) 切土、盛土の土工量:5万m3以上、護岸・堤防の平均高さ5m以上、浚渫工:10万m3以上、トンネル(ATM):内空断面積:100m2以上 推進工(羽工、泥水圧入):φ2000mm以上、樋管:30m以上、樋門又は水門の扉体面積:50m2以上、砂防ダムの高さ:15m以上 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅50m以上又は延長80m以上、 橋梁下部工の高さ:15m以上、橋梁上部工の最大支間長:60m以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		II. 都市部の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか、各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
		III. 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多ことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		IV. 長期工事における安全確保への対応 ☐ 16. 12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ☐ ※ただし、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17. その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評 価	評 点 : _____ 点	

※1 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2 評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

考查項目別運用表(小規模工事)

(主 管 係 長 2 ③)

考查項目	細 別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I .地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域の景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他 ☐ [理由:] ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、下記の目安を参考に評価を行う。 該当6項目以上評価・・・a 該当5項目以上評価・・・a' 該当4項目以上評価・・・b 該当2項目以上評価・・・b' 該当0項目以上評価・・・c				

考查項目別運用表(小規模工事)

(主 管 係 長 2 ④)

考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表		
7.法令遵守等	措 置 内 容		点 数
	1.指名停止3ヶ月以上		－20点
	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満		－15点
	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		－13点
	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満		－10点
	5.文書注意		－ 8点
	6.口頭注意		－ 5点
	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合		－ 3点
	8.その他 〔理由： 〕		- 点
	9. 項目該当なし		減点無し
① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行をするために従事する者に限定する。 ④ 総合評価入札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合、8. その他の項目で減ずる措置を行う。 ⑤ 週休2日制で施工する受注者が週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、8. その他の項目で減ずる措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 1.入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15.受注者が社会保険等未加入建設業の下請負人と契約を締結した。(措置内容については、指名停止等の区分による)			
法令遵守等 評定点合計 点			

考查項目別運用表(小規模工事)

〔記入方法〕該当する項目の□に「レ」印を記入する。評価の対象としない項目には「×」印を記入する。

(檢 查 員 3 - 1)

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理	●「評価対象項目」 ☐ 契約書18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されていると共に、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請けに対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他 [理由:] ●判断基準 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が80%未満.....c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表(小規模工事)

(検 査 員 3 - 2)

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ I.出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	☒ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
C	●「評価対象項目」 ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形値が、写真と測定結果一覧表で一致していることが確認できる。 ☐ 出来形確認が、適切な時期に、適切な方法で行われていることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他 〔理由： 〕 ※ばらつき判断は別紙－4参照。 ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事事務物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事はc評価とする。 ⑤ 工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。						

検査項目別運用表(小規模工事)

(検 査 員 3 - 3)

3. 出来形及び出来ばえ

II. 品質

C

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】

[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]

※ばらつきの判断は別紙ー4参照

●評価対象項目

☐使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。

☐材料の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。

☐現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。

☐施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。

☐施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。

☐緊急的な作業に対応できる体制を整えていたことが確認できる。

☐施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。

☐コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。

☐鉄筋の品質が証明書類で確認できる。

☐鉄筋の組立及び加工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐コンクリートの養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。

☐施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。

☐雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施していることが確認できる。

☐床掘箇所の湧水及び滞水等は排除して施工していることが確認できる。

☐締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。

☐CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。

☐掘削箇所において掘りすぎがなく施工していることが確認できる。

☐コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。

☐鋼材の品質が証明書類で確認できる。

☐二次製品の品質照合の書類(現物照合)が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。

☐対象物に有害なクラック、損傷が無い。

☐水平度、鉛直度、勾配等が設計図書を満足していることが確認できる。

☐その他

理由:

]

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(24)

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%超	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考查項目別運用表(小規模工事)

(検 査 員 3 - 4)

考 査 項 目	a	b	c	d
	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ III.出来ばえ d	●評価対象項目 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 仕上げがよい ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さがわかる。 ☐ 施工対象物の通りが良い。 ☐ 細微まできめ細やかな施工がされている。 ☐ 全体的な美観がよい。 ☐ クラック、隙間、がたつき等がない。 ☐ 総合的な機能がよい。 ●判断基準 該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・・・・・b 該当3項目程度・・・・・・・c 該当2項目程度以下・・・d			